

事 務 連 絡  
令和5年5月1日

一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構 殿

総務省総合通信基盤局移動通信課

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

平素は、情報通信行政に格別の理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年4月27日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなりましたので、別紙のとおりお知らせします。

貴団体におかれましては、本件の趣旨・内容につき御理解いただくとともに、加盟事業者に対して下記について周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（添付資料）

（別紙）「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について（令和5年4月28日閣議決定）

以上

<本件お問い合わせ先>  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括2班）  
担当者：入野、鈴木、岡島、柴山、伊原  
TEL：03-6257-1309